

区分	新設
----	----

2年9月30日

補助事業名	(新)身体障害者手帳等の申請時等の診断書取得費助成金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課			
補助要綱	(新)身体障害者手帳等の申請時等の診断書取得費助成要綱	根拠法令				
総合計画体系	44	障害のある人の自立支援の充実	分類	個人補助金		
	2 障害者の社会参加促進		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	(新)身体障害者手帳等の申請時等の診断書取得費助成事業	3	年	10		

1. 事業概要

補助の目的	障害者の自立及び社会参加を促進する		
補助が必要な理由	障害を持たれた方の生活意欲の増進と手帳取得の機会を容易にするため		
補助対象者	身体障害者手帳(新規・更新)申請者、精神障害者福祉手帳(新規・更新)申請者、補装具申請者、自立支援医療(精神通院)申請者		
補助対象事業	以下の診断書を取得する際に要する経費(診断書料) ・身体障害者手帳(新規・更新) ・精神障害者福祉手帳(新規・更新) ・補装具費申請 ・自立支援医療(精神通院)(新規・更新)		
補助率／補助額	2分の1	上限額	3,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 申請者数		358	358	358	3	358
②						
補助額				1,074,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	1,074,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数				358	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	診断書を取得する際に要する経費の1/2相当額を上限とする。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			令和3年度からの制度で実績無し
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	障害者の自立及び社会参加を促進するため、実施する必要がある。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。 非課税世帯を対象とし、補助率1/2、補助上限額2,500円とする。

区分	新設
----	----

2年10月29日

補助事業名	朝来市オフィス開設補助金		担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市オフィス開設補助金交付要綱(仮称)		根拠法令			
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
		3企業誘致・起業の促進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市創生あさごで新たな一歩支援事業		3	年	5	

1. 事業概要

補助の目的	アフターコロナを見据えたオフィスの在り方として、テレワークやサテライトオフィスなど、人が分散しても仕事ができる方法へと企業は大きな見直しを掛けている。市としても新たな企業誘致と起業促進のスタイルとしてサテライトオフィス等の開設支援施策を構築する。								
補助が必要な理由	コロナ禍における国民の意識・変容を受け、国は令和3年度には補助金を創設し、今後において地方移住等の新しい人の流れの創出をいっそう推進していくと思われる。本市においてもこの流れに乗り、サテライトオフィス等事務所の開設に関する支援施策を創設し、地方への移住と仕事の創出を促進するものとする必要がある。								
補助対象者	市内にオフィスを開設する事業者								
補助対象事業	負担区分	IT関連事業者の場合				その他事業者の場合 (にぎわい創出事業対象者を除く)			
		兵庫県		朝来市		朝来市			
	対象経費	補助率	限度額(a)	補助率	限度額(b)	協調補助限度額 (a+b)	補助率	限度額	
		建物改修費支援(開設時)	1/2以内	2,000	1/4以内	1,000	3,000	3/4以内	3,000
		事務機器取得費支援(開設時)	1/2以内	500	1/4以内	250	750	3/4以内	750
		賃借料支援(3年間)※いくのクラブ除く	1/2以内	600	1/4以内	300	900	3/4以内	900
		通信回線費支援(3年間)	1/2以内	600	1/4以内	300	900	3/4以内	900
		人件費	1人1年	1,000	—	—	1,000	—	—
		地域課題解決事業支援費(3年間)	—	—	1/2以内	500	500	1/2以内	500
		事務所引越し費用支援(開設時)	—	—	1/2以内	200	200	1/2以内	200
移住者生活支援(開設時)		—	—	1人あたり	100	100	1人当たり	100	
合計			4,700		2,650	7,350		6,350	
補助率/補助額	上記の通り			上限額	上記の通り				
上乗せ補助がある場合の根拠									

2. 費用対効果(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 新規開設数	2	1	1		5	4
②						
補助額	9,000	5,750	6,550	1,600	積算の前提条件 R3 IT関連事業1社(空き家) その他事業1社(空き家) R4 IT事業者1社(生野) R5 IT事業者1社(生野)	
特定財源						
国庫支出金	6,750	4,300	4,900	1,200		
県支出金						
地方債						
一般財源	2,250	1,450	1,650	400		
一般財源の割合	25.0%	25.2%	25.2%	25.0%		
補助件数	2	3	4	4	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	サテライトオフィス進出企業による地域課題の解決及び雇用確保の効果が図られ、以て空き家の解消につなぐことができる。
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	総合計画に掲げる起業の促進、企業の誘致を促す施策である。事業者の自走を促すには補助金が妥当である。
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	サテライトオフィス進出企業による地域課題の解決及び雇用確保の効果が図られ、以て空き家の解消につなぐことができる。
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	IT事業者分は県1/2補助に市随伴1/4補助 その他事業者分は上記の県制度と同等に市3/4補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	IT事業者分は県制度準拠 その他事業者分は上記の県制度と同等
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新規
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	コロナ禍による働き方の変容を受け、時流に応じた働き方支援は必要である。既に、東京圏及び大阪府内の事業者に対してアンケート調査を行った結果、興味を示す事業者もあり有効な施策と判断し事務所開設補助を行うことを検討する。
2次	承認	補助率を1/2以内とすることを条件に、新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。 IT事業者は、補助率1/2以内、補助上限額1,000千円以内とする。 その他事業者は、補助率2/3以内、補助上限額3,000千円以内とする。

区分	新設
----	----

2年11月12日

補助事業名	保育士等家賃補助	担当部課	教育委員会事務局こども育成課			
補助要綱	朝来市保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	31	子育て支援の充実	分類	団体運営費補助金		
		1 子育て支援施設・制度の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業		3	年	5	

## 1. 事業概要

補助の目的	私立保育所・こども園を運営している法人に対し、家賃補助を新たに市単独制度として整備し、私立園の人材確保を図る。		
補助が必要な理由	公立・私立を問わず、保育士等の確保が困難な状況となっている。		
補助対象者	私立保育所・こども園を運営している法人が、新規採用する正職員		
補助対象事業	法人が給与規程等で職員に対する住居手当を設けている場合、法人が職員に対し支給する住居手当と同額（月額1人当たり10,000円を上限）を補助する。 補助の期間は、新規採用から3年間（最大36箇月）（月額給与がさほど高くない最初の3年間とする）  （現在、住居手当を支給している法人の月額限度額は30,000円）		
補助率／補助額	法人が支給する住居手当と同額 （一人月額10,000円上限）	上限額	月額1人当たり10,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 新規採用人数	9	9	9	9	R9	9
② 定着率	100%	100%	100%	100%		
補助額	1,080,000	2,160,000	3,240,000	3,240,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,080,000	2,160,000	3,240,000	3,240,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	9	18	27	27	—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	法人を通じて最終的には個人への補助となるが、保育士等の確保という全国的な課題を解消する手立てとなる。
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	法人が支給する住居手当と同額を補助することから、補助金という手段が最適と思慮。
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	保育士等の確保がなされれば、大きな効果となる。
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	市の要綱で規定するため、公開される。
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	特定職種となるが、人材確保の面から適切である。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	法人の住居手当と同額とするため、目的が明確である。
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	月額家賃及び法人の住居手当により補助率は変動するが、市の補助金としては1/2を超えることはない。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	R3年度からR7年度の5年間制度とする。ただし、一人3年間の補助とするため、経過措置を含めるとR9年度まで実施。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	市内の単身者用賃貸住宅の月額家賃を5万円とした場合、法人の住居手当にもよるが、法人と合わせて半額程度となる見込み。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	同様の補助はない。
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設制度のため実績無し
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	市の他の制度でも単身者への家賃補助はない。  法人の決算等はシステムにより公開されている。

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	令和元年度に実施された補助金等評価においても検討するよう指摘された案件。また、朝来市保育推進連盟からも要望されている案件。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

2年12月1日

補助事業名	朝来市介護施設等職員に対する新型コロナウイルス感染症検査費用補助事業		担当部課	健康福祉部 高年福祉課		
補助要綱	朝来市介護施設等職員に対する新型コロナウイルス感染症検査補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	43	豊かな高齢社会の創出	分類	事業費補助金ソフト事業		
		2 高齢者が安全・安心に暮らせる福祉のまちづくり	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市介護施設等職員に対する新型コロナウイルス感染症検査費用補助事業		2	0	年	2

## 1. 事業概要

補助の目的	介護施設等及び障害者施設等の職員に対し新型コロナウイルス感染症PCR検査を実施し施設における集団感染リスクの低減を図り高齢者等の感染防止対策を図る。		
補助が必要な理由	集団生活する高齢者等の集団感染リスクの低減を図り、高齢者等の感染防止対策を図る。		
補助対象者	検査を希望する介護従事者に対して新型コロナウイルスのPCR検査を実施する入所介護施設等(特別養護老人ホーム、グループホーム、ケアハウス、老人保健施設、サービス付き高齢者住宅、障害者支援施設)		
補助対象事業	入所介護施設等(特別養護老人ホーム、グループホーム、ケアハウス、老人保健施設、サービス付き高齢者住宅、障害者支援施設)が希望する介護従事者に対して実施する新型コロナウイルスのPCR検査に要する費用の一部を助成		
補助率／補助額	新型コロナウイルスPCR検査1回限り20,000円	上限額	1人1回限り20,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 検査人数	500					
②						
補助額	10,000,000				-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	10,000,000	0	0	0	-	-
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	-	-
補助件数	500				-	-
実績報告書	○				-	-

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、特例として国が定める単価20,000円の定額補助とする
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国が定めるPCR検査単価20,000円を上限とする。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設補助金のため実績無し
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	施設における集団感染リスクの低減を図り、高齢者等の感染防止対策を図るため必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。 補助率については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、特例として国が定める単価20,000円の定額補助とする。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。